

育精福祉センター児童支援課運営要領

山梨県立育精福祉センター

児童支援課

目 次

1	育精福祉センター運営理念	1
2	運営方針	1
3	職員体制	2
4	勤務体制	2
5	支援目標及び支援内容	3
6	安全対策	3
7	健康管理	3
8	支援サービス・諸行事	3
9	関係機関との連携	4
10	所持金管理	4
11	短期入所・日中一時支援	5
12	行動障害特別支援事業	5
13	山梨県障害児（者）地域療育等支援事業	5
14	一寮週間日課	5
15	二寮週間日課	6

1 育精福祉センター運営理念

- ①利用者の生命を守り、快適な生活が送れるよう支援します。
- ②利用者の人権や個性を尊重し、自立のための支援をします。
- ③施設の機能を地域に還元し、障害のある人たちが地域で安心して生活できるよう支援します。

2 運営方針

(児 童) (指定福祉型障害児入所施設 山梨県立育精福祉センター運営規程 抜粋)

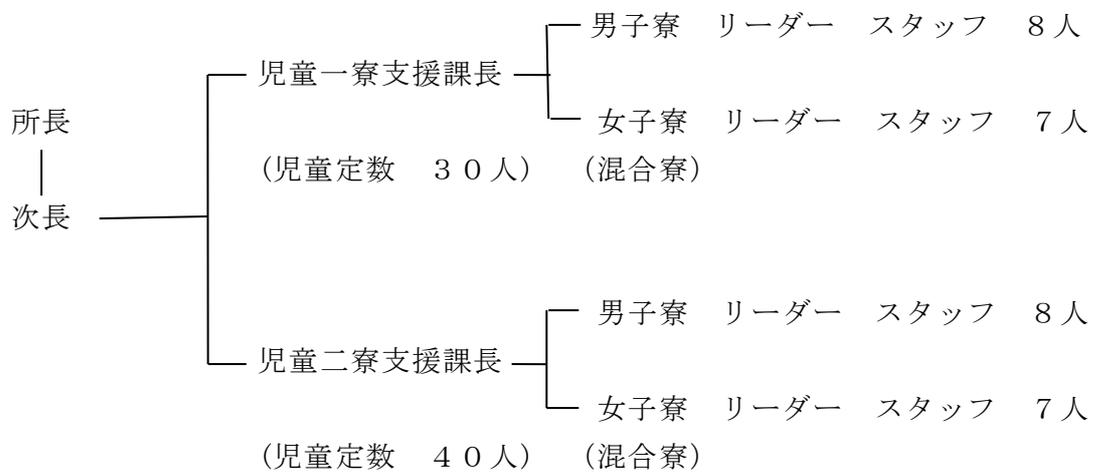
- 第2条 施設は、障害児の心身の成長・発達その他の状況及びその置かれている環境に応じて食事、排泄及び入浴の支援、その他の必要な生活支援を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 施設は、障害児の意思及び人格を尊重し、障害児が心身ともに健やかに育成され、かつ、社会に適応することができるよう支援するものとする。
 - 3 施設は、障害児の心身の状況に合わせて精神衛生を図り、安全で快適な生活環境づくりに努めるものとする。
 - 4 施設は、障害児一人ひとりの障害の軽減と自己実現に向けて、専門的支援を行い、年齢や性格、能力等に応じて個性を伸ばすよう心がけるものとする。
 - 5 施設は、学校、保護者、関係機関と連携し一体的な支援体制の確立を図り、さらに地域や近隣住民との交流を積極的に進め、障害児の社会性を養うものとする。
 - 6 前5項のほか、「山梨県指定障害児入所施設等に関する基準を定める条例」(平成24年山梨県条例第67号)に定める内容及びその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(加齢児) (指定障害者支援施設(生活介護及び施設入所支援)
山梨県立育精福祉センター運営規程 抜粋)

- 第2条 施設は、利用者が自立した日常生活を営み、更には地域生活へ移行することができるよう、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者主体のサービスの提供を行うために利用者個々に応じた支援を行うものとする。
- 3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例」（平成24年山梨県条例第69号）（以下「条例」という。）に定める内容及びその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

3 職員体制



4 勤務体制

- (1) 各課を担当する課長は日勤の勤務とする。
- (2) 児童一寮支援課の勤務

日勤 (日)	8 : 30 ~ 17 : 15	
早番 (は)	7 : 30 ~ 16 : 15	
遅番 1 (オ)	9 : 30 ~ 18 : 15	
遅番 2 (お)	11 : 30 ~ 20 : 15	
遅番 3 (オ)	10 : 15 ~ 19 : 00	土・日・祝祭日は、遅番2を遅番3に変えて配置する場合がある。
夜勤 (○)	15 : 30 ~	夜間巡視は最低2時間に1回実施。
明け (△)	(翌日) 9 : 30	(休憩2時間30分)

(3) 児童二寮支援課の勤務

日	勤(日)	8:30~17:15	
早	番(ハ)	7:30~16:15	
遅	番 1(お)	9:00~17:45	
遅	番 2(お)	11:15~20:00	
遅	番 3(オ)	13:00~21:45	
夜	勤(○)	15:30~	夜間巡視は最低2時間に1回実施。 (休憩2時間30分)
明	け(△)	(翌日)9:30	

5 支援目標と支援内容

「指定福祉型障害児入所施設山梨県立育精福祉センター運営規程」第7条に掲げる支援の内容及び「指定障害者支援施設山梨県立育精福祉センター運営規程」第9条に掲げるサービスの内容の達成のため、別途定める「知的障害児施設利用者支援マニュアル」に基づき、具体的かつ個別的な支援を行う。

6 安全対策

「山梨県立育精福祉センター消防防災計画管理要綱」に基づいて実施し、「安全対策マニュアル」により、事故発生時への対応及び事故防止対策に努める。

通院を要する事故の場合は、事故報告書を提出するとともに、原因究明と再発防止を図る。

7 健康管理

利用児・者の健康状態を常に把握し、医務担当者と密接な連携のもとに健康管理を行う。

また、障害の重度化や重複化に伴い医療的なケアを要する利用児・者が増加していることから、疾病に対する理解を深めるとともに日常生活での変化に充分留意する。

8 支援サービス・諸行事

(1) 支援サービス

個別支援計画に基づき、利用児・者の年齢、特性等に応じた支援サービスを提供する。

① 児童への支援

寮生活の中で、基本的な生活習慣の自立に向けた支援を行うとともに、余暇時間や保育活動(幼児)を通し、以下の支援を行う。

学齢児は、平日支援学校・地域の小学校に通学しているので、主に週末や学校の休業期間を利用し、それぞれの趣味や嗜好にあった余暇活動を提供する。

また、地域のコンビニエンスストアへ買物に出かけたり、ホール棟でのトラ

ンポリンやキャッチボール、サッカー、プール活動などのスポーツを行い、楽しい生活が送れるよう支援する。

幼児には、平日の保育活動として、製作、音楽リズム遊び、遊具遊び、散策、社会見学等のサービスを提供する。

② 加齢児への支援

平日の日中は、生活介護支援として、個人個人の年齢にふさわしい経験の機会を提供し、より充実した時間を過ごせるよう支援する。具体的には、買い物、社会見学、小旅行、軽作業、陶芸、乗馬、農業体験、体力作り等のサービスを提供する。

施設入所支援としては、安全で安心な生活の場を提供する中で自立のための支援を行う。

(2) 諸行事

七夕やお月見、クリスマス、節分などの季節行事の開催はもとより、社会福祉村全体で行われる福祉村まつりへの参加、年齢に合わせた小グループによる外出、バス旅行などの企画を行い、サービスを提供することで、社会性、協調性、自己実現の促進に努める機会にする。

9 関係機関等との連携

学校、保護者、関係機関と連携し、一体的なケア体制の確立を図る。

(1) 学校関係

児童が通学する支援学校や地域の学校と日々連絡をとり、定期的な連絡会を開催するなど、情報共有、共通理解のもとで支援に臨むようにする。

(2) 保護者

利用児・者の状況や変化について、綿密な連絡をとり、報告を怠らないようにする。

外泊時には、服薬等に留意するとともに、児・者のセンターでの状況を詳細に伝える。また帰宅中のトラブルの発生には、速やかに対応する。

外泊が概ね1週間を超える場合は、電話や、家庭訪問等の支援を行い、記録する。

(3) 関係機関

出身の市町村や、児童相談所、相談支援事業所等の関係機関と連携を図り一体的な支援を実施する。

10 預かり金管理

「利用児・者小遣い等管理要項」及び「児童手当管理規程」に基づき厳格に管理する。

1 1 短期入所・日中一時支援

「短期入所事業運営規程」及び「山梨県立育精福祉センター日中一時支援事業運営規程」に基づき実施する。

1 2 行動障害特別支援事業

「山梨県立育精福祉センター児童支援課行動障害特別支援事業実施要項」に基づき実施する。

1 3 山梨県障害児（者）地域療育等支援事業

「山梨県障害児（者）地域療育等支援事業実施要領」に基づき実施する。

1 4 一寮週間日課

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考	
6:00	起床		入浴準備		ミーティング		朝食	洗面	*パジャマ交換
9:30	火曜日								
10:00	学校	学校	学校	学校	学校	衛生検査	ロッカー整理 洗面用具洗い	*校内着洗濯 水・金曜日	
	日中活動	日中活動	日中活動	日中活動	日中活動	寮活動		*入浴準備日 男子：火・木・日 女子：火・木・土	
11:20					*余暇活動			*誕生会	
11:30	昼食				洗面			月1回	
13:30	入浴	日中活動	入浴	余暇	入浴	寮活動		*買い物等 土曜日 *散髪	
15:00	(毎月第2月曜日)								
15:30	おやつ								
	洗濯物 片付け	洗濯物 片付け	洗濯物 片付け	洗濯物 片付け	洗濯物 片付け	寮活動 戸外活動 余暇活動			
17:00	生活支援	生活支援	生活支援	生活支援	生活支援				
	戸外活動	戸外活動	戸外活動	戸外活動	戸外活動				
	余暇活動	余暇活動	余暇活動	余暇活動	余暇活動				
17:15									
18:00	夕食								
18:30	洗面		余暇活動		ティータイム		就寝準備		
21:00	消灯								

15 二寮週間日課

時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
6:30	起床 入浴準備 ミーティング 朝食 洗面							*パジャマ交換 金曜日（夏季は火曜日も） *校内着洗濯 水・金曜日 *誕生会 月1回 *買い物等 第3日曜日 *散髪 （毎月第2月曜日） *衛生検査 男子寮：水・木 女子寮：水
9:00	学 校	学 校	学 校	学 校	学 校	居室清掃	ロッカー整理 洗面用具洗い	
11:30						寮活動 余暇活動		
12:30						昼食・洗面		
13:15						寮活動 余暇活動		
14:30	おやつ							
15:30	洗濯物 片付け 余暇活動 清掃 学習	洗濯物 片付け 余暇活動 清掃 学習	洗濯物 片付け 余暇活動 清掃 学習	洗濯物 片付け 余暇活動 清掃 学習	洗濯物 片付け 余暇活動 清掃 学習	寮活動 余暇活動 清掃 学習		
17:00								
17:40	夕食							
18:30	洗面 シャワー浴（火・木・土・日） 余暇活動 就寝準備							
20:00	年少児消灯							
21:00	消灯（休日前は22:00）							

（附則）

- ・ この要領は、平成30年4月1日から施行する。